**資料　７**

令和５年１２月１２日
総 務 部 総 務 課

## 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

### 第１　冠水により発生したマンション浸水事故

**１　和解の相手方**

東京都品川区北品川六丁目７番２９号ガーデンシティ品川御殿山
　Ｃｈｕｂｂ損害保険株式会社
　火災・新種個人保険損害サービスセンター
　　部長　長谷川　麻衣

**２　事件の概要**

(1)　発生年月日　令和５年７月２日

(2)　発 生 場 所　古石場川親水公園　琴平橋下付近

(3)　事件の概要　古石場川に設置する排水ポンプが異常を検知したことにより停止したが、取水ポンプが連動して停止しなかったため、古石場川親水公園琴平橋下付近の園路の冠水及び隣接するマンション１棟の床上浸水が発生し、当該マンションの専有部分及び共用部分が損害を被った。当該専有部分の居住者が、自己の家財損害に対し、自己の保険を利用したことにより、当該保険の保険者が損害賠償請求権を取得した。

**３　決定年月日**　令和５年１０月２６日

**４　和解の内容**　区は、相手方に対し、５に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

**５　損害賠償額**　２１５，４００円

## ６　関係者、賠償項目及び損害賠償額（予定）一覧

| No. | 場所 | 状況 | 示談締結先（予定） | 賠償項目 | 損害賠償額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 共用部 | ・浸水被害による床壁等の汚損<br>・復旧工事完了 | マンション管理組合が契約している保険会社 | 復旧工事費用 | １，７１０，５００円 |
| 2 | 住戸ａ | ・浸水被害による家財及び床壁等の汚損<br>・復旧工事完了<br>・居住者Ａは自宅に戻る。 | 所有者Ａ | 復旧工事費用<br>家賃費用 | （未　定） |
| 3 | | | 居住者Ａ | 宿泊費用<br>家財費用<br>その他（休業損害、光熱費等） | （未　定） |
| 4 | 住戸ｂ | ・浸水被害による家財及び床壁等の汚損<br>・復旧工事完了<br>・居住者Ｂは自宅に戻る。 | 所有者Ｂ | 復旧工事費用<br>家賃費用 | （未　定） |
| 5 | | | 居住者Ｂ | 宿泊費用<br>家財費用（保険会社の支払額を控除した額）<br>その他（休業損害、光熱費等） | （未　定） |
| 6 | | | 居住者Ｂが契約している保険会社 | 家財費用 | ２１５，４００円 |
| 7 | 住戸ｃ | ・浸水被害による家財及び床壁等の汚損<br>・復旧工事完了<br>・居住者Ｃは区外転出 | 所有者Ｃ | 復旧工事費用<br>家賃費用 | （未　定） |
| 8 | | | 居住者Ｃ | 宿泊費用<br>引っ越し費用<br>家財費用<br>その他（休業損害、光熱費等） | （未　定） |
| | | | | 合計 | 未　定 |

（No. １については、令和５年第３回区議会定例会において議決済み）

第２　江東区立亀高第二保育園内で発生した事故

１　和解の相手方

江東区民

２　事件の概要

(1)　発生年月日　令和５年８月７日

(2)　発 生 場 所　東京都江東区北砂五丁目２０番１０－１０１号　江東区立亀高第二保育園

(3)　事件の概要　４歳児クラスにおいて、集団遊びを行った際、被害者である児童が、何らかの要因により椅子に身体を打ちつけたと思われることが原因で、傷害を負った。

３　決定年月日　令和５年１０月２６日

４　和解の内容　区は、相手方に対し、５に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

５　損害賠償額　１１，８７８円

第３　マイナポイント支援業務上の事故

１　和解の相手方

江東区民

２　事件の概要

(1)　発生年月日　令和５年９月７日

(2)　発 生 場 所　東京都江東区豊洲二丁目２番１８号　豊洲シビックセンター　マイナンバーカード豊洲交付窓口内マイナポイント支援コーナー

(3)　事件の概要　公金受取口座登録分に係るマイナポイントの申込みを行った際、支援業務に従事していた派遣事業者の職員が口座登録後に申込みが完了していない状態で操作を終了し、マイナポイントの申込みの締切後にその事実が判明したため、７，５００円分のマイナポイントの交付を受けられないことにより損害を与えた。

３　**決定年月日**　　令和５年１０月２６日

４　**和解の内容**　　区は、相手方に対し、５に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

５　**損害賠償額**　　７，５００円

**第４　マイナポイント支援業務上の事故**

１　**和解の相手方**

江東区民

２　**事件の概要**

(1)　発生年月日　令和５年９月１３日

(2)　発 生 場 所　東京都江東区大島四丁目５番１号　総合区民センター
マイナンバーカード大島交付窓口内マイナポイント支援コーナー

(3)　事件の概要　マイナポイントの申込みを行った際に、支援業務に従事していた派遣事業者の職員が、申請者に交付する申込状況を記載した文書に申込みが完了していない旨を記載することを失念したため、申請者は申込みが完了しているものと認識したが、マイナポイントの申込みの締切後に申込みが完了していなかったことが判明したため、２０，０００円分のマイナポイントの交付を受けられないことにより損害を与えた。

３　**決定年月日**　　令和５年１１月９日

４　**和解の内容**　　区は、相手方に対し、５に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

５　**損害賠償額**　　２０，０００円